

入札公告

令和2年度学校給食用和歌山県産野生獣肉（ジビエ）及びその加工品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度

令和2年度

(2) 調達案件名

学校給食用和歌山県産野生獣肉（ジビエ）及びその加工品

(3) 調達物品の名称

学校給食用和歌山県産野生獣肉（ジビエ）及びその加工品

(4) 調達物品の特質等

仕様書による。

(5) 納入期限

仕様書による。

(6) 納入場所

仕様書による。

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第1144号に規定する学校給食用和歌山県産野生獣肉（ジビエ）及びその加工品の調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

和歌山県農林水産部農業生産局畜産課（以下「畜産課」という。）

(2) 期間

令和2年9月1日（火）から同月23日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和2年9月8日（火）午後5時までに畜産課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県庁北別館 5 階 5-B 会議室

イ 入札日時

令和 2 年 9 月 24 日（木） 午前 11 時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和 2 年 9 月 23 日（水）午後 5 時まで畜産課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条の 7 及び和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号。以下「財務規則」という。）第 85 条から第 88 条までの規定に定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び財務規則第 92 条から第 94 条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、競争入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で 2 に規定

する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、畜産課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第 102 条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない畜産課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて 3 回までとする。
- (6) 第 1 回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5 の (1) に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第 2 回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

畜産課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県庁東別館 4 階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2924 (直通)

ファクシミリ番号 073-431-0904